

岩手県告示第6号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和5年1月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年11月9日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 協立建設工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 釜石市中妻町三丁目10番20号
 - ウ 代表者の氏名 岩崎兼一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第1135号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月1日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年11月28日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社菅原建設
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢小山字三ノ沢97番地
 - ウ 代表者の氏名 菅原孝
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第5636号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月25日付けで建築工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年11月21日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 シーエル工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市月が丘三丁目31番42号
 - ウ 代表者の氏名 楠山大輔
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第5818号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月9日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年11月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社ササトウ住工
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市若葉町二丁目6番4号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木繁雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-1）第6803号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、左官工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月8日付けで土木工事業、左官工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事

業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

- 5 (1) 処分をした年月日 令和4年11月17日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社初貝住設店
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢字三日町9番地
 - ウ 代表者の氏名 初貝和典
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第7435号
- (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月16日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 6 (1) 処分をした年月日 令和4年12月5日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社秀建工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市小久慈町第27地割1番地1
 - ウ 代表者の氏名 芦生秀雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第9095号
- (3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月8日付けで土木工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 7 (1) 処分をした年月日 令和4年11月17日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社アイテック
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市早瀬町三丁目9番11号
 - ウ 代表者の氏名 多田久美子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第40113号
- (3) 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月17日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 8 (1) 処分をした年月日 令和4年11月30日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木建工
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町佐比内32地割44番地2
 - ウ 代表者の氏名 佐々木三男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第40161号
- (3) 処分の内容 大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 令和4年11月30日付けで大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 9 (1) 処分をした年月日 令和4年11月15日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東新
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市平沢6地割53番地1

ウ 代表者の氏名 及川厚子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－２）第50092号

(3) 処分の内容 とび・土工事業及び鋼構造物工事に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年11月14日付けでとび・土工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 令和4年11月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 六原電業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 胆沢郡金ヶ崎町西根南荒巻76番地3

ウ 代表者の氏名 千田覚

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－２）第60187号

(3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和4年11月9日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。